

令和6年度日本大学経済学部給付型奨学金募集要項（前期）

学 生 課

経済的理由により学費等の支弁が困難であり、かつ人物・成績ともに優良である学部生を対象とした給付型の奨学金です。

なお、学費等の支弁が困難な者に対する奨学金制度ですので、給付された時点で学費未納又は学費分納中の場合、優先的に学費の納入に利用してください。

1 奨学金の種類・給付額

経済学部奨学金（第4種）	480,000円（前学期：24万円 後学期24万円）
経済学部後援会奨学金（第1種）	300,000円（前学期：15万円 後学期15万円）

2 応募資格

- ① 学部在学中の学生であること。（外国人留学生は除く）
- ② 経済的理由により学費等の支弁が困難であること。
- ③ 学業成績が優秀で、人物が優れていること。
- ④ 経済学部後援会奨学金第1種申請希望者は、経済学部後援会費の納入が必須のため、採用された時点で未納の場合は、採用後、必ず納入をすること。
- ⑤ 日本学生支援機構の給付奨学生でないこと。
- ※ 家計の適格認定により、停止中は可とします。
- ⑥ 学費支弁者（父母）の令和4年分（2022年1月1日～2022年12月31日）の収入又は所得金額の合計が以下の(1)、(2)又は(3)のいずれかに該当すること。
また、父・母に代わる者が学費支弁者の場合は、主たる家計支持者の収入・所得金額が(1)、(2)又は(3)のいずれかであること。
 - (1) 学費支弁者（父母）のいずれも給与所得者の場合
令和4年分の給与収入金額の合計が800万円以下
 - (2) 学費支弁者（父母）のいずれも給与所得以外の場合
令和4年分の総所得金額の合計が350万円以下
 - (3) 学費支弁者（父母）のいずれかが給与所得者、もう一方が給与所得者以外の場合
令和4年分の給与所得者の給与収入金額ともう一方の総所得金額の合計が800万円以下

【学業に関する基準】

- (1) 1年生は高等学校等在籍時の評定平均値3.5以上（調査書）
- (2) 2年生は修得単位31単位以上、3年生は修得単位62単位以上、4年生は修得単位93単位以上（編入学生についても同様）
- (3) 卒業延期者は修得単位数93単位以上

3 提出書類

次の書類を学生課窓口へ提出してください。

- ① 「申請書」(所定書式)
- ② 生計維持者の「令和5年度所得(課税)証明書」又は「令和5年度所得(非課税)証明書」
 - ※ 所得が0円の場合は、無表記や* (アスタリスク) では確認ができませんので、0円と表記されている証明書を提出してください。
 - ※ 自治体によって、システムの都合等、0円と表記できない場合がありますので、その場合、一筆書いていただく等、表記できない証明と一緒に提出してください。
- ③ 2年生以上は「成績証明書」、1年生は「調査書」
- ④ 銀行振込口座届(所定書式)
 - ※ 採用になった場合に奨学金を振り込む口座です。
 - ※ 学生本人名義の口座でないと振り込みできません。
 - ※ 氏名の欄に必ず押印をお願いいたします。
 - ※ メールアドレスの欄の記載は不要です。
- ⑤ 通帳の口座名義人・口座情報が記載されているページのコピー
 - ※ 通帳をお持ちでない方は、口座名義人・口座情報が記載のキャッシュカードのコピー等を提出してください。

4 提出期限

令和6年5月20日(月) 12:00まで(厳守) ※学生課窓口へ提出

書類に不備があった場合、申請を受け付けられないことがありますので、早めに提出するようにしてください。

5 申請書類提出後から採用決定までの流れ

申請者は書類選考を行い、書類選考通過者には面接を実施します。

書類選考、書類選考通過者通知及び採用決定者通知等、奨学金に関する連絡は全てEcoLinkで行います。

必ずEcoLinkを確認してください。

6 奨学金給付に関する諸注意

次のいずれかの事由により、奨学生として不適格となった場合は、奨学金の全額又は一部を返還しなければなりません。

- ① 休学又は退学したとき。
- ② 学則に違反する行為があったとき。
- ③ 学業成績が著しく不良となったとき。
- ④ その他奨学生としての条件を欠いたとき。
- ⑤ 「国の修学支援新制度」(日本学生支援機構の給付奨学生)に採用されたとき。

以 上